

令和2年6月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

令和2年6月8日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番	須藤安昭君	2番	林芳子君
3番	小針竹千代君	4番	石井清勝君
5番	渡邊一雄君	6番	小林徳清君
7番	大和田宏君	8番	飯島三郎君
9番	西川良英君	10番	三瓶力君
11番	塩澤重男君	12番	須藤利夫君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	溝井康夫	主査	大竹絵美子
------	------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	石森春男君	副村長	須釜泰一君
教育長	鈴木文雄君	総務課長	塩澤理博君
住民課長	塩田敦君	税務課長兼 会計管理者	車田ヨシ子君
健康福祉課長	曲山知賀子君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	溝井浩一君
地域整備課長	須田潤一君	教育課長	須釜信一君
公民館長	小針武彦君		

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 4番、石井清勝君の発言を許します。

4番、石井清勝君。

[4番 石井清勝君登壇]

○4番（石井清勝君） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告しておきました2点につきまして質問させていただきます。

まず1点目、福島民友新聞の市町村アンケートにつきまして、4月12日、福島民友新聞に記載の「東日本台風から半年 本紙市町村アンケート」の中で、「災害対応の課題」に対し、

本村のみが「回答なし」と記載されたことについて伺います。

①本村でも甚大な被害が起きたが、災害対応への課題はなかったのかを伺います。

②多くの読者がいる新聞等のアンケートに回答がないので、村民も不安に感じると思います。課題に対する今後の対応を伺います。

大きな2点、旧四・分校の観光交流拠点整備工事について。

旧四・分校の観光交流拠点の工事入札が不調だったとのことですが、工事に向けて、現在の進捗状況と今後の対応についてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 4番、石井議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、福島民友新聞社の市町村アンケートについてであります。1つ目の本村も甚大な被害を受けた東日本台風の災害対応への課題につきましては、ご承知のとおり、このたびの東日本台風は、本村にも未曾有の被害をもたらしております。村としましては、現在も早期復旧、復興に向けて鋭意努力を続けているところであります。

災害対応への課題については、災害発生日の10月12日より災害対策本部を設置し、3月30日で解散するまで計34回の災害対策本部会議を開催して、災害対応をはじめとして情報の共有、関係機関との連携、被災者の支援等について協議を重ね、復旧、復興に向け、スピード感を持って迅速に対応してきたところであります。

また、災害時の対応としましては、何にも増して人命第一でありますので、いかに迅速に住民の避難を進めるかが極めて重要であり、早くても早過ぎるということはありません。このため、いかに安全に、かつ迅速に避難していただくかを課題として常に念頭に置き、村民の皆様安全、安心を確保してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の課題に対する今後の対応につきましては、今ほど申し上げましたとおり、人命第一の考えの下、日頃より避難に対する住民意識の醸成を図るとともに、避難の必要性が生じた場合には、防災無線での広報、消防団、消防署の車両による広報、場合によっては危険のない範囲での戸別訪問による呼びかけなど、考えられるあらゆる方法を講じて住民の避難を進めてまいります。

次に、2点目の旧四・分校観光交流拠点整備工事についてであります。ご発言のとおり、4月25日に執行した入札については、指名業者全てが辞退し不調となりましたが、何社かへの聞き取りによると、一時的に工事が集中することによる現場代理人の不足という回答を得たところであります。このため、村といたしましては5月25日に再度入札を執行しましたが、その結果は予定価格に達せず落札となりませんでしたので、再入札において応札した最低入札業者と随意契約により5月26日付で仮契約を締結し、本定例会に工事請負契約の議案を提出しております。

工事着手は議会の議決後3日を経過した日とし、令和2年度内の完成に向けて随時進捗状況の確認を行うとともに、定例的な工程会議を行うなど、しっかりと進行管理を行いながら進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） それでは、再質問させていただきます。

この市町村アンケートは、2020年新春市町村長アンケートということで、1番目がナトリウムとか、水に対する対応とか、あと2番目のごみの対応とか、3番目がオリンピックとパラリンピックの対応、最後に、大規模災害の中に、①として避難勧告などの発令判断、②避難勧告などの情報発信、伝達方法、避難所の運営、④自主防災組織の在り方、⑤国や県の他の市町村との連携、⑥その他とありまして、それが、結果が4月12日の民友新聞には出ていまして、各市町村はいろいろ書いてあるんですけども、一番下に回答なしということで、1村ということですか、玉川村となっていたんですけども、これはちょっと恥ずかしいことなんです。福島県のみんが新聞見ているので、やはりこの回答なしが何村かあればいいんですけども、1村となると、玉川は災害があったのになぜ出なかったのかなという部分があるもので。事務局に聞いたら、ちょっと手違いで送らなかったという話なんですけれども、やはり村民は、こういうのをじかに見て判断しますので、一応この6月定例会で村長として、回答なしではなくて、実際はしたんですけどもということを、この議会の中で発表してほしいんですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいま4番、石井議員のご質問の件でございますけれども、アンケートについて、回答していないということではないので、その辺はご確認をいただきたいと思うんですけども。ただ、私も見ましたけれども、どういうことかは分からないんですけども、多忙によって期日までになかなか回答できなかったと。1ページは回答してあったん

だけれども、2ページ、3ページについては回答がないまま民友新聞社のほうに送ってしまったとか、そういう行き違いがございましたので、決して回答していないわけではないので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今の村長の話は、私も民友さんのほうに問い合わせまして、どういうわけで玉川が回答ないかと言ったらば、手違いでもあったと思うんですけれども、1ページ目は来ていたんですけれども、2ページと3ページがどこに行ったかちょっと分からないということで、やっぱり民友さんちょっと、私も担当者に電話して聞いたのですけれども、そういう行き違いもありますけれども、やっぱりこう実際に新聞に出てしまうと、やっぱり村民の方が不安でならないと思います。

そして、3月に私も災害に対して質問したのですけれども、やはり災害に対して玉川村の執行部は大変いろいろ活躍していただきまして、今工事関係も順調にしております。やっぱりそういうのがあるので、あと、先ほどもありましたけれども、避難勧告に対して、やっぱり今後コロナと関係もすると思うのですけれども、やっぱりこの台風とかコロナ問題とかいろんなことで今後、避難所とかいろいろあると思うのですけれども、3月の定例会でもしゃべりましたが、避難所の在り方についても今後研究するという事なので、やはり目に見えるような方法で、今後とも執行部もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目のアンケートに対して、もう少し、分かりやすく、みんなに。広報でも何でもいいですからちょっと出していただければ、村民も安心してやれると思いますので、このアンケートにつきましては今後、民報も、6月1日に、この台風に対する警報ということで、これは市町村の方々の意見ということで、グラフでいろいろ調査をした結果を書いてあるのですけれども、やはりこの警報と情報の、避難とか20%とかあるので、これからの災害に対して、やっぱり執行部と村自体がもう少し分かりやすく、村民に。

この前、回覧板でも回ったんですけれども、一部、竜崎の方々が、竜崎集会場が避難所ではないのではないかと言ったらば、それは水害は避難所ではないという話をしたんですけれども、納得しないので、やっぱり情報をもう少し分かりやすく、住民に分かるように、今後とも災害に対しての事をよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の四・分校の整備工事入札の不調なんですけれども、これ一応最初4月24日か25日だと思うんですけれども、入札をしたわけなんですけれども、一応9社ですか、9社が一応予定はしてもらったんですけれども、そのうち2社が辞退ということなんですけ

れども、この2社の最初の辞退の訳をちょっとお話しただければ伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 4番、石井議員のご質問ですが、4月24日です。先ほど村長の答弁では4月25日と申し上げましたが、4月の入札は4月24日でした。その4月24日に、最初の入札を9社を指名して執行しようとしたんですけども、前日までに6社が辞退の申出がありました。当日になって、さらに1社、入札前に1社が辞退という連絡がありまして、当日の入札執行は2社で行いました。ところが、その2社も、札を入れた中に辞退ということで、結果的に不調ということになった次第であります。

辞退の理由ですけれども、前日までにいただいた理由については、先ほど村長の答弁でもありましたように、当日は、給食センターの建築工事と玉川中学校の大規模改修工事、それと旧四・分校の工事ということで、いずれも管理技術者を配置しなければならないという大きい金額の工事でありまして、業者さんに聞いたところによりますと、一時的に工事が集中することによって代理人の不足ですとかというところの回答を得たところでありまして、その辺が主な理由ということでございます。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 今、4月24日に入札始まって、辞退者が多いと。実際言うと、今コロナ問題と災害復旧、それに対してどこの土建屋さんも忙しい、人数が足りない。それは分かって入札、結構玉川村も何だかんだすると30幾つですか、入札。今年、土木とか、業務委託とか、整備とか、集落排水とかいろいろあるんですけども、やはりその中で、この四・分校の整備工事ですけれども、早く言えば今回業者が辞退して随意契約ということになりましたけれども、やはり随意契約というのは、何千万くらいだったら随意契約でもいいと思うんですけども、億の金額なんで、やっぱりこの随意契約ということでなくて、新たに入札方式で、ちょっと半年くらい延ばすくらいの計画でやっていただければいいかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 4番、石井議員のご質問であります。まず、4月の入札については不調ということで、その時点で県の担当課のほうに問合せをしまして、ご指導いただきました。こういった場合には不調になった要因というのを分析して、その上で新たに入札を

しますと。それでも落札しない場合には随意契約というふうにしてもいいんですということ
でございまして、金額的についての条件ですとかそういったものは、ご指導はございませ
んでした。ですので、村としては今回再度入札を執行して、さらに、予定価格に達していな
かった部分がありましたが、応札していただいた業者さんと随意契約に至ったということ
でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 結局、入札の経過は分かりましたけれども、やはり億の単位ですから、
随意契約というんじゃなくて、その計画をもう少し、ずさんにならないように、結局村では
今、給食センターとかいろいろあります、工事、何億とかあるので、それと同じ契約なので、
特にこの四・の場合は観光が主体で、あといろいろ、次の議員も質問すると思うんですけ
れども、やっぱり目に見える災害と目に見えない観光では、急に随意契約というのじゃなくて、
もう少し余裕を見て契約をしていただければ、村としても、村民も納得すると思うんです
けれども。

この災害がまだ7割もいっていないのに、旧四・分校の観光に2億も使って大丈夫かとい
うことになると大変なので、もう少しこの入札の在り方について研究していただきたいが、
入札は入札、随意契約は随意契約で基準があると思うので、そこはちゃんとしていただ
きたいと思っておりますが、執行部の考えは今後どうするか、お伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 4番、石井議員の質問でありますけれども、先ほどもご説明申
上げましたように、県の担当課のほうのご指導をいただきながら本村としては入札を執行
しまして、結果随意契約ということになって、仮契約を締結したところであります。あくま
でもルールにのっとった契約でございまして、それを今後変更するという考えはござい
ません。

さらに、旧四・分校の観光交流拠点施設整備工事でありますけれども、これまでもご説明
していますように本村における人口減少対策、これが急務でございまして。これまでいろ
ろと会議を重ねまして、人口減少対策の一つの対策ということで村としては考えてお
りますので、その辺も含めてご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 私の質問は一応契約のほうのやり方なので、内容につきましてはまた

別の話になるので質問できないと思うので。この契約の仕方が、随意契約とか、一般契約とか、特別契約ですか、一般競争契約、指名競争契約とか、随意契約とかいろいろあるので、やっぱりその契約の在り方をもう少し分かりやすくしてもらえないと我々村民も分からないので、よろしく今後ともこの契約の在り方、あと業者の指定も、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひまして、私の質問は以上で終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、4番、石井清勝君の一般質問を終わります。

◇ 小 針 竹千代 君

○議長（須藤利夫君） 次に、3番、小針竹千代君の発言を許します。

3番、小針竹千代君。

〔3番 小針竹千代君登壇〕

○3番（小針竹千代君） おはようございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、さきに通告をしておきました次の2点について質問をさせていただきます。

まず、1点目の新型コロナウイルスの問題であります。新型コロナウイルス感染拡大により、6月7日現在の数字を言います、これは以前の数字なので、昨日現在で国内での感染者は全国で1万7,114名、死者932名、福島県は感染者81名。緊急事態宣言が5月25日に解除になり、幸いにも福島県では1か月余り感染者が発生しておりませんが、様々な問題が発生していると思われます。

このコロナ問題について、次の点について伺います。

①6月以降の玉川村の事業及びイベントの中止や実施は、どこの時期まで考えているのか。

②学校は3月より休校しているが、授業の遅れはどう対応するのか。また、現在の対応状況と、今後の休校が続いた場合、どのような対応を考えているのか。

③番、村内の事業者や商店などは大幅な減収を余儀なくされている。また、休業や解雇による減給などにより生活に支障を来している村民の方もおられると思うが、それらの方や、地元企業や個人経営者に対する支援はあるか。あるとすれば、どのような内容の支援か。

④地域が大きく減収している中、玉川村の税収も相当減収すると思われるが、今後の税収についてどのように予測しているのか。また、減収した場合は、どのように対策を考えてい

るのか。

次に、2番目として須釜中の跡地利用についてでございます。

玉川中学校が4月に開校しました。泉中、須釜中の統合が決定した後から、須釜中の跡地検討委員会で検討していたと思いますが、現在までの経過について伺います。

以上、2点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する質問ですが、まず、1点目の6月以降の玉川村の事業及びイベントの中止や実施の時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は、緊急事態宣言が解除された現在でも世界的に混乱のさなかにあり、村民の皆様が安心して暮らせ、自由な経済活動ができる日常生活に戻る状況になるまでには、今しばらくの間、時間が必要であると見込まれております。現在、村民の皆様にも、緊急事態宣言解除後も、換気の悪い密閉空間、大勢いる密集場所、間近で会話をする密接場所の3つの密を引き続き避け、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保といった、基本的な感染症防止対策を継続するという新しい生活様式の徹底をお願いしているところでございます。

イベント開催につきましても、適切な感染防止策を講じた上で実施いただき、感染リスクへの対応が整わない場合、中止または延期とするなど、それぞれの主催者に慎重な対応をお願いしております。

このような状況の中、村主催の事業やイベントについても、現状では一律にいつから開催できる等の判断は難しい状況にあり、個々の事業、イベントの必要性や感染症予防策などを見極めながら開催について判断してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、2点目の学校の3月からの休校による授業の遅れ及び現在の対応状況と、今後休校が続いた場合の対応につきましては、2月27日の国の新型コロナウイルス感染症対策本部会合において、国から、小中学校、特別支援学校の臨時休校の要請があり、これを受けて、福島県教育委員会から臨時休校の要請がありました。

本村では、3月4日から3月23日まで臨時休校といたしました。3月の休校期間は12日間

でありましたが、それぞれの学年のまとめの段階の時期でしたので、各学年に応じた課題を提示し、習熟が図られるよう家庭学習に取り組んできたところです。さらに、新学期の授業を始めるに当たり、前の学年の学習を復習する時間を設け、学習内容の定着を確認してから新しい学年の授業に入っております。

その後、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、福島県教育委員会から休校要請があり、再び4月21日から5月19日まで臨時休校を余儀なくされましたが、この間も各学年の課題を基に学習の時間割を作成し家庭学習に取り組むとともに、2回の登校日を設けて、家庭学習の状況確認や児童生徒の健康確認などを行ってきております。

5月15日に福島県教育委員会から学校再開の指針が示されたことを受け、本村におきましては5月20日から午前中授業として学校を再開し、5月25日からは短縮授業への切替えと給食も再開し、6月1日から通常どおりの授業を行っております。

学校が再開したことにより、今後は、これまでの家庭での児童生徒の一人一人の学習の進み具合も確認しながら、新しい学習内容と組み合わせる授業を進めていくこととしております。また、年度当初に計画されていましては行事等については見直しを行い、授業を中心に進めていくこととしております。さらに、夏休みを10日短縮し、授業日の確保をすることとしたところであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変わることもありますので、今後の状況を注視するとともに、万が一の休校も念頭に置き、家庭学習の課題づくりなども含め、引き続き児童生徒の学習支援に適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地元企業や個人経営者等に対する支援につきましては、国・県において、主に全国的、全県的に影響を及ぼす事態に対する支援を、市町村においては地域の実態やニーズを踏まえ、事業者等に寄り添ったきめ細やかな支援を行うなど、それぞれの役割に応じて、目的に沿った支援策を講じているところであります。

国は、国が行う支援として、資金繰り支援や持続化給付金、雇用調整助成金などが実施されており、県が行う主な支援として、県の緊急事態措置に基づく休業協力金や支援金、感染防止の取組を支援する給付金、さらに、新型コロナウイルス対策としての実質無利子型の特別資金の新設などが実施されております。

村といたしましては、国・県等の動きを注視し、その支援策等も踏まえるとともに、村内の事業者等に行った聞き取り調査の結果や玉川村商工会からの緊急要望事項等も踏まえ、総合的に検討の上、地方創生臨時交付金を活用し、本村の独自事業として計画した緊急に支援

すべき3つの事業について、去る5月28日の第3回臨時議会に提案し、ご議決をいただいたところであります。

具体的には、1つ目が感染拡大防止対策事業で、事業継続のため感染拡大の防止を行った中小企業と小規模事業主及び個人事業主に対し、定額3万円を支援します。2つ目が経営支援事業で、売上げ支援及び家賃支援として、新型コロナウイルス感染症の影響により一月の売上げが前年同月比30%以上減少している事業者に対し、4月から8月までの5か月間を対象に月4万円、最大交付限度額20万円をそれぞれ交付して、経営の持続化を図ってまいります。3つ目に商店活性化・住民生活応援事業で、全村民に1人定額2,000円の商品券を配布して、村民生活の支援と、消費喚起による飲食、小売業等の活性化に向けた支援を行ってまいります。

今回の支援策は、新型コロナウイルス感染症拡大により村内の経済状況も大きく減退し、大変厳しい中、必死に頑張っている事業者等の皆様に緊急に支援すべき事業等を中心としたものであり、玉川村商工会と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

今後とも、国・県等の新たな支援策等についても事業者等への周知を徹底し、必要に応じて助言等も行いながら、引き続き事業者等のご意見をお聞きするとともに、国の第2次補正における対象事業等についての具体的な情報を速やかに把握し、時機を逸することなく、必要とする事業等に全力で支援してまいる考えであります。

次に、4点目の今後の税収の予測と減収した場合の対策についてのお尋ねですが、村税の収入見込みにつきましては、今般の新型コロナウイルス感染拡大により、村の飲食業や小売業、サービス業などの売上げ減少、さらには製造業の受注減等による売上げ減少などから、一部事業者においては休業や営業時間の短縮、雇用調整等も余儀なくされているとの実態も報告されており、村内における経済活動も大きく減退するなど、村民生活そのものに大きな影響を及ぼしております。

5月15日には国の緊急事態宣言解除を受け、県の緊急事態措置も解除されました。また、5月25日には国の緊急事態宣言が全地域で解除されましたが、まだ社会全体として回復の兆しも見えておらず、依然として厳しい状況が継続するとの報道もされているところであります。

このような中、今年度課税した村税については、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により行う徴収猶予や、本議会にも提案しております国民健康保険税の減免による減収、さらには、不安定な経済状況による生活不安から納期内納付者が減少するなど、影響も見込ま

れるところであります。また、令和3年度においては、令和2年分の所得により算定される個人住民税や法人住民税、国民健康保険税等での減収や、中小企業等の固定資産税の償却資産の減免による減収など、今年度をさらに上回る厳しい状況が見込まれるところであります。

なお、具体的な減収額等につきましては現時点では把握できておりませんが、実態確認や情報収集等をしっかり行いながら税収額を見込み、時機を逸することなく、補正予算として計上してまいります。

村といたしましても、引き続き村民の皆様や事業者等の皆様に寄り添ったきめ細やかな相談体制を整え、適正な課税と確かな収納に努めてまいりますとともに、地方税の徴税猶予などによる減収補填債の発行をはじめ、国・県等の減収に対する支援策等について情報収集を行い適切に対応するなど、万が一にも住民サービスや新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の悪化に対する支援策等に税収減による影響が出ないように、全力で取り組んでまいります。

次に、須釜中学校の跡地利用についてであります。検討委員会の検討結果につきましては、平成30年9月に村役場内において須釜中学校有効利活用庁内検討委員会を立ち上げ、廃校後の有効活用について検討を進めてまいりました。昨年12月定例会での塩澤議員のご質問にも答弁しましたが、検討の結果としましては、利活用方針、活用に係る基準を定めたところであります。具体的には、少子高齢化の拡大、過疎化の進行、働き方の多様化など、社会、経済情勢や行政に対するニーズ変化を見据えながら、中学校が地域や文化活動の中心であったことも踏まえて、地域の理解が得られるような利活用について検討していくこととしております。

一方で、公共施設の最適な配置、将来にわたる財政負担の軽減化、平準化を図ることも必要なことから、民間の知恵と力を最大限に活用するため民間事業者との協議を進めることとしており、昨年度は、村にゆかりのある民間事業者5社に出向き、個別に意向調査を行っております。さらに、今年3月定例会における塩澤議員のご質問にも答弁しましたが、個別意向調査では、合宿所としての活用や交流拠点、校庭を利用した住宅団地等の提案もありましたが、現在のところ、自らが利活用の主体となって展開を図っていこうとする民間業者はありませんでした。

このような検討を進める中で、校庭、体育館、教室といった具合に、利用する範囲を区切って事業展開することの可能性も感じております。今年度は、須釜中学校の部分的利活用も含め、民間事業者に対して可能性の調査を行い、具体的な活用についてヒアリングを行うこ

ととしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、現在は民間事業者へ出向いて調査を行うことができない状況となっております。

村といたしましては、旧須釜中学校の一部を使用して、現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として試行している役場機能の分散業務の場や、地域の活性化につなげる事業も展開していけるよう地域おこし協力隊も活用し、交流の拠点となり得る施設として利用することなども検討しております。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛のためにテレワークが推奨されるなど、村民の皆様の多様な働き方の拡大に対応するため、廃校を活用した働く場の提供などの検討も進めるとともに、旧須釜中学校利活用に係る民間事業者等への可能性調査についても、再開できる状況となり次第、進めてまいります。

学校は、地域コミュニティや文化活動の拠点であり、これまでの地域の方々のかけがえのない場であったことを踏まえ、引き続き地域との協働による利活用も含め、多くの方々のご理解が得られるような活用方法を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の①の件でございますが、ただいま答弁の中にも事業とかイベントのことで主催者側に責任を持たせるような言い方がありましたけれども、4月の区長会の中でも事業をやるとかやらないかはっきり言わなくて、区長さんが段取りをするのにちょっと戸惑ったというふうな話を伺った区長さんがおります。

そういったことで、この前コロナの話で、副村長さんのほうから3か月を目安にというふうなことを考えているというような話が若干ありまして、説明の中で、夏祭りは中止、敬老会は検討というふうなことがありました。3か月ということになると、6、7、8ですけれども、当然9月の敬老会は中止じゃないかというふうに考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 現状ですが、9月の敬老会につきましては、今後新型コロナウイルスの状況がどのように変わっていくか、まだはっきりしないところもありますので、現段階では検討中ということで、中止にするかしないかについては、まだ決めていないところでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 特に老人の方ですし、あそこに集まるのは普通に考えてもやらないほうがいいんじゃないかなというふうなことを思うわけですが。結局その準備に係る職員の方がいるわけですよね。そうすると、結局早めに決めてもらったほうが、そういった無駄な事務というか、そしてやらない分を、今度はその予算を、極端な話ですけれどもまんじゅうを配るとか、そういうふうな対応とかというやり方があるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） ただいまのご質問なのですが、例年、敬老会の準備を始めるのが大体7月の中旬以降になっております。今6月初旬ということで、まだ準備を始めるまでは若干の期間がありますので、7月中旬ぐらいまで新型コロナの状況を見て、余り変化がないようでしたら、おっしゃるとおり高齢者を集める事業となっておりますので、中止等の検討ももちろんしていかなければならないところかなと思います。

管内の状況とかも随時確認をしながらしているところなんですけれども、どこの市町村もまだはっきり決まっていないというところが多くて、いろんなところから玉川さんはどうするんですかということで問合せはいただいているんですけれども、現状まだ玉川村もはっきり決めておりませんというところです。

やり方としては、従来どおり多くのご高齢者の皆さんにお集まりいただいてやる方向も当然あるかと思いますが、小針議員おっしゃったように少し規模を縮小して、表彰者のみを集めて行う方法だったりとか、当然記念品とか敬老のお祝い金とか、楽しみにお待ちの方もいらっしゃると思いますので、そういったものをお配りするというような中身で実施する方法も考えられるかと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 敬老会もそうなんですけれども、文化講演会、これ11月に予定していますよね。これは予算も大きいですし、結局人数を縮小してということになると採算、採算を考えてやっているわけじゃないと思いますけれども、これはまだまだ先の話ですけれども、この件はどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 公民館長、小針武彦君。

○公民館長（小針武彦君） 文化講演会につきましても11月7日という予定で計画しておりますので、適切な時期に、適切な判断をして検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 歌手の手配とか、いろんなそういう前準備というのが大変だと思うんです。結局やらないとみんながっかりするということもありますけれども、そういった意味では、やっぱり早めに対応する。今年のこのコロナに関しては、ほとんどの方がやらないからどうのとかと言うことはないんじゃないのかなというふうに考えるんですけれども、適切な判断をお願いしたいと思います。

次に、②番についてですけれども、小中学校の対応というようなことは、この前、教育課長より詳細な説明をいただきました。夏休みの短縮とかも事細かにいただいたわけですが、その中で何点か。

現在、オンライン化ということが大分進められており、第3回臨時議会の中で、小中学校ネットワーク環境強化工事5,346万円というようなことの予算が計上されましたけれども、このオンライン化、タブレット等のことかと思いますが、これはいつから使えるようになるか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、須釜信一君。

○教育課長（須釜信一君） ただいまのご質問でございますが、お話にありましたように、さきの第3回臨時会において関連経費を可決いただきました。

まず最初に、学校内の校内の高速大容量の通信環境、これを整備してまいりたいと考えております。その予算でございます。これが整いました後に、児童生徒1人1台端末の整備ということで順次進めてまいりたいと思いますが、現段階において、いつからということでは明確にお答えすることはできませんが、ただ、非常に多額な予算規模にもなりますので、今回はネットワーク環境については、新しく創設されました新型コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金、これを活用して整備を進めるということでございます。

また、国の予算等の動向もございりますが、第2次補正というふうなことで議論されておりますが、その中でもメニューが示されれば手を挙げるというようなことで、できる限り早期に実現を図るべく対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 学校関係の説明の中で、中学校の部活動のことは全く触れられてい

なかったので、中学校の部活動はどのように進めるのか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま3番、小針議員にお答えしたいと思います。

先ほど村長の答弁の中にもありましたが、学校再開しましてから、5月20日から再開いたしました。6月1日より完全実施をしております。部活動につきましては、本日より、6月8日本日より、中学校、小学校におきまして、部活動を再開するというので申合せしております。

なお、3年生につきましては、中体連等で各種大会が中止となっておりますので、本村の玉川中学校におきましては、2週間ほど部活動を体験して、後輩を指導して伝統を引き継ぐということで、今後2週間活動してまいります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 説明の中で、授業優先ということでございますが、一番大事なことだと思いますけれども、子供たちの入学式も卒業式もなく、思い出が本当に少なくなって、旅行関係はどうなんでしょうか。伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、須釜信一君。

○教育課長（須釜信一君） ただいまの学校の旅行関係はどうなのかというご質問でございますが、まず、大きなものとしては修学旅行があるかと思います。この修学旅行につきましては、各小中学校ともに、現段階では実施したいという方向でいろいろと検討しております。例えば、行き先の変更ですとか、あるいはバスで移動する場合は、密にならないようにバスの増車であるとかというふうなことで検討していただいているところでございます。

もう一つ、村の事業としましては、中学2年生を対象とした国内研修事業という大きな事業がございます。今年は研修地を沖縄として、当初の予定では7月29日から31日までの2泊3日の予定で実施することとしておりましたが、この件につきましては、さきにご説明申し上げましたように、期日未定ではございますが延期としております。なお、これの実施につきましても、今後のコロナウイルス関係の状況等を注視しながら適切に判断してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） だんだん収まってきたら、やっぱり空港、玉川村は空港もありますし、やっぱり沖縄旅行は実施してほしいなというふうな思いがありますけれども、この辺は

周りの状況も踏まえてというふうなことです、いい方向で検討をお願いしたいと思えます。

次に、③番目の中小企業等の支援事業の中で、回覧板で中小企業等の経営支援事業という回覧が回りました。この対象者というのは、売上高が前年比の30%以上減少した方でということで、対象月が令和2年4月から8月までの5か月ですね。これの申請が6月8日から始まったんですけれども、10月末までということになっているんですけれども、今から始まった、6、7、8、これ分らないですよ、どういうふうになるんだか。だから、これはどういうふうに判断するのちょっと伺いたいんですけれども。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 3番、小針竹千代議員の再質問につきまして、中小企業等の経営支援ということで、先ほど議員からおっしゃられましたとおり、回覧板等で今回しているところがございます。

期間の設定のずれというのは、その企業者の締めが月末ということになりますと、1か月ずれてきますので、それで10月まで見ているというような状況で、月々の計算をして算出しておりますので、そのような期間になっておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） ちょっと今の説明聞いてもよく分からないんですけれども、実績がまだ先のことで申請はできるのかなというふうには私は思うんですけれども、そこはやる際に話合いで当然やるのでというふうには考えていますけれども。あとその事業者、商工関係者というような支援がほとんどですよ。個人でパートだったり、サービス業に勤めている方などで、仕事が減って収入が減った方にはどのような支援があるのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 先ほどの件について、答弁がちょっと漏れたんですけれども、月々の申請ですので、これからのことではなくて完了してからなので、ご理解を願いたいと思えます。

あと、今ほどの、勤められた方が給料の減ったという対応については、その企業、事業所で対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。直接その個人の方に村が出すということではなくて、あくまでも一旦企業が申請をしていただくということになりますの

で、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 私のところに、2名ほど村内の方が実名を言って、仕事がなくなって大変なんです、何とかありませんかという電話が来ました。だから、実際やっぱりサービス業とかは大変なんだなと思って、役場のほうに相談してくださいと、申し訳ありませんけれどもそういうふうに答えたんですけれども、大変そういう人が多いんじゃないかなというふうに思っております。

あと4番目の税収関係については、こういった状況の中で本当に払えないとか、そういったことが増えてくるのかなと思いますけれども、反する意見にはなりますけれども、これによって滞納者がますます増えるということは、真面目に納税している方が圧倒的ですので、そういった対策はきっちりお願いをしたいと思います。

次に、2番目の須釜中の跡地の件でございますが、説明の中に、有効利用の検討委員会を立ち上げたという説明がございました。

私は一般質問の際に、小中学校統合の一般質問を今まで何回かやってきましたけれども、その中で、その統合した際の跡地に特別老人ホームを造ってほしいという要望を何回かしてきましたが、そこで、石川地方には各町村に1個ずつの特老の施設がありますが、この町村の特老というのは、町村に1個だけというふうに決まっているのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 3番、小針議員の質問の件でございますけれども、石川地方福祉会、つくられた当時なんですけれども、高齢者対策として特別養護老人ホームの必要性が叫ばれる状況の中で、各5町村にそれぞれ施設を造りましょうと、そして、各地方自治体がそういう施設を持つのではなくて、石川地方福祉会として置きましょうということになって、石川地方町村会が事業費の算出に当たって、そして、実際は5町村でそれぞれ、各地方自治体の案分によって、今回5つの施設が造られました。当初は50人規模の今のある施設なんですけれども、その後、ちょっと何年前か忘れまして、7、8年前に、やっぱり50人では、やっぱり採算が合うのは80人程度が必要であろうということで、石川町、浅川町、玉川村は若干増床しました。平田村、古殿町は増床しておりませんけれども、現在もやっぱり待機者が非常に多くて、増床という要望も実際にあります。

小針議員が言いましたように1地方自治体に1つの老人ホームという、そういう縛りはございませんので、あとは5町村の中、あるいは福祉会の中で積立ても少ししていますので、

その積立ての運用を図りながら、なおかつ待機者の数がどのぐらいいるのか、そういうのを精査、判断しながら今後は進めていくのかなというように考えておるところです。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 数というふうなことでございますが、5月22日現在、社会福祉法人石川福祉会というほうのデータによりますと、現在、この石川地方では213名入居希望者です。その中で、たまかわ荘に入りたいという、各施設に入りたいという希望があるんですけども、たまかわには63名入りたいというふうな希望があります。

こういった状況の中で、とにかくこれから団塊の世代が増えてきます。あと、私のうちなんかもそうなんですけれども、息子がいないんです。当然夫婦で老老介護ということになるんですけれども、だから、そういう施設がどうしても欲しいんです。

そういうことで、まず1点は、そういった社会福祉協議会あたりに、もう1個造れるのであればそういうところをお願いします。もし駄目なら、今、南東北も、須賀川病院もそういった特老の施設を造っていますよね。だから、そういうところに、場所は提供しますのでという、そういう依頼をやったのかどうか、そこを伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 3番、小針議員のご質問でございますけれども、そういうところに依頼はしておりません。現在、それぞれ学校の統廃合も進んでいる。空いています、空いていますというような話は聞きますけれども、民間の機関が実際に空いた学校に入ってきているというような事例はあります。今、石川福祉会で、じゃ増床しましょうという、そういう風潮には現在に至っておりません。増床、できるところについては増床しましょうということで、ある地方自治体は増床できる余地があるからやりたいというようなお話があるんですけども、まだその決定には至っていないというのが実情であります。

あと、今、小針議員からありましたように、213名の待機者、玉川村は63名となっておりますけれども、この213名の待機者の中に重複している人がおりますので、特に玉川村は比較的交通の便がよくて、玉川村を希望する人は郡の調査の中でも上位1番か2番だというふうに記憶していますけれども、多いんです。この213名の中に、実際に何名というのは、その数字は持っていませんけれども、そういう状況であって、石川福祉会としては学校に、石川福祉会としてじゃ増床しましょうというような、そういう現在の状況ではないことを報告させていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 跡地の件で、答弁の中に、役場機能の分散業務を今須釜中学校でやっているというお話がございました。玉川村のこの庁舎も、これ将来的には建て替え等の検討もしなくてはいけないのかなというふうに思っているんですけども、平田村役場は多分学校の跡地を利用して役場にしていますよね。そういったことを考えると、役場機能をそっくり移転という考えはどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 3番、小針議員から、役場機能というようなご発言ございましたけれども、それについてはまだ庁内検討委員会の中で議論にはなっておりませんが、回答申し上げたいと思います。

先ほどの答弁にもありましたように、いろんな関係の調査、研究はしております。幾つかの大学の関係機関、2つほど行ったり、あるいは民間のある機関に行ったりということをやっていますが、なかなか、じゃ行きますよというような結論には至っていない。皆さんに、パンフレット等を持って行って見てもらおうと、いや、素晴らしい施設ですねというような、そういうお褒めの言葉はいただいております。

また、今小針議員からお話があったように、そういう施設についても、そういう問合せは何件かございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 私の質問は以上ですけれども、特老とか役場機能移転とか、それこそ四・分校リノベーションを須釜中学校に持ってきたらどうかとかというふうな考えも持っているんですけども、こういったいろんな発想を持って、今ある須釜中学校の跡地をいい方向でやってもらえれば当然東部地区の人らも喜びますし、そういったことで早く、検討委員会がいつまでも検討委員会でないように期待をしまして、一応私の一般質問は終わりにします。

○議長（須藤利夫君） これをもって、3番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前11時14分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午前 11 時 24 分）

◇ 須藤安昭君

○議長（須藤利夫君） 次に、1番、須藤安昭君の発言を許します。

1番、須藤安昭君。

〔1番 須藤安昭君登壇〕

○1番（須藤安昭君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

最初に、厳粛な議場で発言する機会をいただき、村民の皆様にお礼を申し上げます。玉川村の発展と村民の生活の向上に努力してまいります。限られた人、物、金の使い方の優先順序と、効率的な使い方かどうか、真に村民生活に寄与するものかという視点で、4年間の質問をしていきたいと思っております。

それでは、さきに通告しておきました旧四・分校整備計画について質問をさせていただきます。

人口減少に歯止めがかからず、いかにして玉川村をアピールするか、その方策として旧四・分校の整備計画は、村長にしかできない大英断であると思っております。しかしながら、国や地方公共団体の企画、運営する事業は、建物、設備はできたが、最終的には所期の目的、目標が達成されないケースがあります。

この整備計画を成功させるために、7つの項目について質問をいたします。

- 1、事業の目的、内容、施設は何ですか。
- 2、過年度分を含め、完成までの関連する事業費の総額はどのくらいになりますか。
- 3、施設の運営、経営は誰が行うのですか。
- 4、顧客は年間どのくらいを見込んでいますか。
- 5、今後、運営、経営に当たり、赤字の補填、メンテナンス費用、備品の購入など、村からの支出が発生しますか。
- 6、工事着工と竣工はいつの予定ですか。

7、この計画を進めるためにワークショップを開催されたそうですが、そのメンバー、回数、内容はどのようなものだったでしょうか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、須藤議員のご質問にお答えいたします。

旧四・分校整備計画についてのご質問ですが、1点目の事業の目的、内容、施設につきましては、現在、国と地方自治体が一丸となって、地方の人口減少や東京圏への人口一極集中等の諸問題の解消を目指し、地方創生事業を積極的に展開しており、本村でもこれまで、玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略により様々な地方創生関連事業に取り組んできたところであります。

ご質問の旧四・分校の改修事業については、地方創生拠点整備事業に位置づけられておりますが、これまで地方創生の商業・観光にぎわい創出においてソフト事業を展開しており、住民参加のワークショップ等を開催しながら、旧四・分校の整備検討や周辺地域でのアクティビティの創出検討を進めてきております。

玉川村に住みたい、住んでみたいと思われるような村づくりを目指すには、観光などで一度は玉川村に来ていただき、この村のよさ、美しさを直接肌で感じ、知っていただくことが重要だと考えます。知らない場所や一度も訪れたことがない場所にいきなり移住を決断することは考えにくいいため、まずは交流人口の拡大が非常に重要であり、その結果として、関係人口、移住、定住、さらには人口減少対策につなげていきたいと考えております。

また、旧四・分校の改修の内容や施設についてですが、現在の木造校舎の景観を生かしつつ、清潔感のある宿泊施設、カフェ、ワークショップ等の場、アウトドアライフの場、住民と利用者が一緒に交流できる場などとして改修することとしております。

改修に当たっての検討は、分校の卒業生や地域住民、大学生、ワークショップに参加された方など様々な方々と一緒になって現地調査や意見交換を行いながら考えを集約し、平成30年度に基本計画としてまとめたところであります。

具体的規模は、最大宿泊者数20名で、宿泊部屋数は5部屋となっており、旧四・分校の南側には、アプローチ道路と駐車場兼テント宿泊などができる広場も計画しております。今ま

で玉川村にはなかった施設であり、着地型観光、体験型観光の拠点となり得る施設であり、大いに期待をしております。

次に、2点目の、過年度分も含め、完成までの関連する事業費の総額につきましては、本事業が地方創生推進交付金事業でありますので、毎年有識者会議を経て議会へ報告させていただいておりますが、令和元年度において実施しました旧四・分校改修等基本設計・実施設計業務に4,482万5,000円、今年度の観光交流拠点整備事業費として、総額で3億6,000万円の予算を計上しているところであります。

次に、3点目の施設の運営、経営につきましては、旧四・分校は、現在は普通財産として管理していますが、リノベーション後、行政目的の遂行に向け、有効に施設等を活用していくため行政財産とし、公の施設に指定することとしております。したがって、宿泊施設やカフェなども含めた全体の運営や経営も担う事業者を、指定管理者制度も視野に入れ、一般公募により契約する予定としております。

次に、4点目の顧客の年間見込みにつきましては、村の事業計画上の試算では、年間で宿泊客数3,020人、飲食客数1万300人を見込んでおりますが、今後、管理運営事業者等が決まりましたら、運営上の利用者数などが具体的に試算されるものと考えております。

次に、5点目の、運営や経営に当たり、赤字補填や施設のメンテナンス費用、備品の購入など村からの支出につきましては、先ほども申し上げましたとおり、リノベーション後も村の行政財産となりますので、設備や公共用備品、大きな設備のメンテナンス費用などは、村が負担する部分もございます。

また、施設全体の運営管理費については、委託する予定ですので委託料を負担することとなりますが、ご質問のような運営事業者に対する赤字補填等については、負担は考えておりません。

次に、6点目の工事着工と竣工につきましては、入札の経過、契約、今後の対応等については、4番、石井議員への答弁のとおりでございますが、本定例会において工事請負契約の議決をいただき、年度内の完成を目指して工事を進めていくこととしております。

次に、7点目のワークショップに関するメンバー、回数、内容につきましては、ワークショップについては基本的に自由参加となっており、チラシやSNSにより参加募集を行い、旧四・分校の卒業生、地域住民、一般参加の方、村議会議員、村職員などの参加がありました。

回数については、地区の夏祭りや秋の収穫祭など人が集まりやすい時期に、地区の協力を

得ながら、平成30年度に3回、令和元年度に同じく3回開催いたしました。

また、ワークショップの内容ですが、「四・からはじまる！たまかわプロジェクトワークショップ」と題し、四・地区ならではの食材や食文化、地域の昔ながらの遊び、分校の思い出などから、分校の利活用方法、周辺でのアクティビティーや体験プログラム、地域の人が活躍できる場づくり、分校の改修案、周辺からのアクセス、運営や経営に至るまで、自由に意見を出し合うワークショップ形式で、チームごとに案を発表する形で話し合いを進めてまいりました。

村としても、地域の活性化と、参加いただいた皆様の熱い思いにもお応えしながら旧四・分校を利活用し、にぎわいの創出に力を入れていきたいと考えております。さらに、旧四・分校を滞在型の新たな観光交流拠点として整備し、体験型のアクティビティーと併せ、一体的な観光資源として成長させたいと考えており、村内の子供たちの遊び場や地域の方々の交流施設としてもご利用いただけるものと期待をしております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 再質問をさせていただきます。

ワークショップが6回開催されたということですが、村民の参加と村議会議員の参加者が何名くらいだったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 1番、須藤議員のご質問でございます。

ワークショップについてでございますが、先ほどの村長の答弁にもありましたように、30年度に3回、令和元年度に3回、計6回開催しております。

参加人数については、116名、6回分となっております。そのうち村民の方がどれほど参加したかということですが、担当の話では、7割程度が地域の住民の方ですという話でありました。

さらに、お尋ねの、村の議員は何名参加したかということですが、2名の方が毎回参加していただいていたということでございます。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 116名という中で、約7割ということでした。何が目的だったかというと、どれだけの村民の方、役場の職員の方とか、業者さんとか何かと、それは集まってくるのは当然なんです、一般の四・の方、あるいは四・に限らず住民の方がどれだけ出席し

たかというのは、その企画そのものもそうですし、今後の、何というか、推進する力の源になるんじゃないかと思って質問をしたわけです。そういう意味ですので、議員の方は毎回2名ずつは参加いただいたということではあるんですが、村民も議員ももっともこのワークショップに出席していただければ、もっとも盛り上がったのかなど、そんな趣旨で質問をさせていただきました。

あと、チラシやSNSによって自由参加だということであったんですが、プロジェクトチームというのか、そういう組織をつくって、広くメンバーを委嘱するというような考えはなかったのでしょうか。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 1番、須藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

プロジェクトチームのようなメンバーを委嘱してもよかったのではないかというお話でございましたが、いろいろな方からご意見をいただくということを前提に、ワークショップという形で様々な方に参加いただいて、いろいろな方面の意見をいただきたいという思いでワークショップという形を取ったということでございます。

答弁の中にもありましたが、主な意見を頂戴する中で、分校の思い出ですとか、活用方針でありますとか、あとにはぎわい創出ですとか、校舎の改修ですとか、その辺のことについて、いろんな角度からご意見をいただいたということでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） その件については、取りあえず分かりました。

続いて、関連事業費なのですが、別の資料によりますと、平成29年が1,360万、30年が4,950万、31年が7,330万、令和2年が3億6,000万ということで、若干これは四・の事業とは離れた部分も入っているかとは思いますが、そのほかに関連するものとして、この土地買収の件もありましたよね、土地買収費。さらには当然、造成工事費。そういったものが発生する予定だと伺っておりますので、そうしますと、総額で5億を超える総事業費になるかと思うのですが、いかがでしょうか。細かい数字はいいので、5億を超えるんじゃないかという、そういう確認です。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 1番、須藤議員のご質問であります。議員がおっしゃられた1,360万、4,950万、7,330万、3億6,000万ということについては、29年度からの商業にぎわ

い創出事業の年間の事業費を指しているものというふうに思っておりますが、四・分校のリノベーションに係る費用といたしましては、今年度予定しております3億6,000万と、それから、昨年度実施しました基本設計・実施設計に係る4,480万が主なものでございまして、それ以外に大学連携事業ですとかでやっている部分ですとかありますので、5億まではいかないというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） それと、土地代につきまして、これにつきましては令和元年度の3月補正に予算計上いたしまして、一部を除き用地買収は完了しております。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 確かに29年度からのにぎわい創出事業ということで支出されているわけなのですが、その中のざっと見半分以上は四・関連、四・の分校関連だというように理解しております。

それから、土地買収費用額は、買収は終わったということですが、造成工事なんかはこれから当然、これからの費用に発生すると思うので、5億近い、あるいは5億を超えるような、そういう巨額の投資だということを確認したかったわけです。当然4億5,000万であろうと2億であろうと、もちろん玉川村にとっては巨額な事業であります。そういったことを、そういう認識を深めるという意味で質問をさせていただきました。

それから、にぎわい創出事業の中で、創業マルシェ事業、あるいはキッチンカーの事業、あるいはトレーラーハウスの事業、それから道の駅の加工施設事業とでもいいますか、そこにも多額のお金を使っているわけなんです。それぞれの計画と実態との乖離、それを冷静に、冷徹に検証することが、いわゆるPDC Aを回すということが、この四・分校の成功の鍵だと思いますが、今言った4つの事業の計画と実態の乖離というのは把握されているのでしょうか。質問いたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 1番、須藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

創業マルシェ、加工施設、トレーラーハウス、キッチンカーの各事業について、事業をやる上ではPDC Aが大切であるというお話でございます。

この地方創生事業につきましては、前年度の事業の実績について、翌年度の9月議会のときに議会のほうに報告するという形で毎年行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） すみません、今の答弁の語尾というか、最後の部分がよく、最後の部分がちょっと聞き取れなかったのですけれども。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） すみませんでした。

9月議会のときに、この事業の成果について議会に報告をしております。今後も、今回も令和元年度の、例えば新しく取り組みましたトレーラーハウス事業ですとか、キッチンカー事業については、新たに報告されますので、9月議会に報告するというご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 分かりました。

それぞれの事業の計画と実態等については、後日またお話を聞ける機会があると思いますので、そちらに回したいと思います。

それから、この事業にはコンサルタント会社が参画していると思います。その会社の企画した事業で成功した事例、あるいは失敗した事例、そういったものを視察したり研究したりすることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 1番、須藤議員のご質問であります。今回の四・分校のリノベーションに関する事業を受託しているコンサルタントの成功した事例、失敗した事例などを視察してみたらどうかというご質問ですが、今のところそういったところはなかったのですけれども、確かにそういう確認、まずは書類でもって確認してみて、それでもって視察したほうが良いというようなことがあれば、そのようなことを検討してまいりたいと考えます。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 須藤安昭君。

○1番（須藤安昭君） 成功した事例と失敗した事例ということでお話ししたのですが、失敗に学ぶというのがすごく大事なことだと思いますので、いいところではなくて、つまずいたようなところも、どちらかという見たり聞いたりすればいいかなと思います。

それで、既に4億、これから恐らく何千万も投資する、投資というか投入する事業ですので、万が一にもタヌキやハクビシンのすみかにならないように取り組まなければならないと痛感をいたしております。

以上で質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、須藤安昭君の一般質問を終わります。

ここで休議とし、昼食といたします。

（午前 11時55分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午後 1時00分）

◇ 林 芳 子 君

○議長（須藤利夫君） 次に、2番、林芳子君の発言を許します。

2番、林芳子君。

〔2番 林 芳子君登壇〕

○2番（林 芳子君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、さきに通告をさせていただきます。つきまして質問させていただきます。

まず、旧四・分校を改修し、観光交流する施設を整備する計画について。

令和2年3月11日付で交付金が決定したことにより、事業を進める上で、今後のことについて何点かお伺いいたします。

1つ目、築後70年以上の建物と思われませんが、県中建設事務所との打合せから建築確認申請が下りるまでの経緯についてお伺いいたします。

2つ目、これは石井議員とかぶるかと思いますが、工事期間はいつまでなのでしょう。入札から年度内は間に合うのでしょうか。

3つ目、取水、排水について伺います。

取水について、現在の水源地、水量、水質はどうなっていますか。地区の上水道は2024年完成が見込まれておりますが、それまでの間、利用する水量の確保はできるのでしょうか。

続きまして、排水について、現在の排水経路、幅員はどのようになっていますか。それ

を利用するのか、計画についてお聞きします。また、最終的な流入先についても含めてお願いいたします。

4つ目、建物裏側、東側にある崖について伺います。

崖から建物までの距離はどのくらいありますか。傾斜も相当あると思いますが、何度あるのでしょうか。また、それに対する補強措置はどのように計画しているのでしょうか。

5つ目、校舎のある部分とその周辺はおよそ4,200平方メートルであります。計画全体面積としてはどのくらいになるのでしょうか。

公簿面積、登記簿謄本の面積です、それと実測面積、また、建物のリフォームに係る坪単価はどのくらいになるのでしょうか。お願いいたします。

6つ目、この問題は須藤議員とかぶると思いますが、再度お伺いいたします。

今後、この事業の経営主体は、現在の計画ではどのような方向性で計画しているのでしょうか。

次に、大きい2番目ですが、台風19号による災害を含む玉川村の防災への取組についてお伺いいたします。

1つ目、村で災害時に係る備蓄品について伺います。

どのような種類の物を何セット、現在準備していますか。また、どこに保管しているのでしょうか。

2つ目、12月の時点で防災倉庫が整備されておらず、中期財政計画のほうへ盛り込みたいとありますが、中期財政計画の時期はいつなのでしょう。

3つ目、災害ごみは分別されたのでしょうか。

家庭から出た災害ごみは分別され、指定袋の利用はされたのでしょうか。

4つ目、平成28年に策定された防災ガイドブックは、今回の災害でどれだけ生かされたと思われるのかお伺いいたします。その上で、今後どのようにしていくお考えなのか、お聞かせ願います。

よろしくお伺いいたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、旧四・分校を改修し、観光交流する施設を整備する計画についての質問ですが、1つ目の建築確認が下りるまでの経緯につきましては、現存している旧四・分校校舎は昭和28年に建築されており、築後約67年経過している建物であります。今回の改修に当たり、建築確認申請等に関する諸手続や道路協議等について、福島県県中建設事務所及び石川土木事務所と計4回ほど打合せを行っております。その結果、建築確認申請を行うための諸条件については問題ないことが確認できましたので、民間の指定確認検査機関へ申請を行い、建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証の交付を令和2年3月18日に受けております。

次に、2つ目の工事期間及び完成の予定につきましては、入札の経過、契約、今後の対応等については、4番、石井議員への答弁のとおりでございますが、工期については、4月24日に執行しました入札が不調となり、約1か月程度遅れが生じておりますが、令和2年度内の完成を目指して工事を進めていくこととしております。

次、3つ目の取水、排水につきましては、まず現在の水源地の場所、水質、水量はどの程度を見込んでいるかということについてですが、現在の水源地は校舎東側の崖地にあり、そこから校舎へ引き込んでおります。

水質は、令和元年8月に検査を実施した結果、水道法上の水質基準に適合しておりました。

また、水量についても調査を実施し、毎分0.8リットルという湧水量であったことから、計画後における施設全体の必要水量を賄える水量でないことを確認しました。

次に、四・地区の上水道の完成が見込まれている2024年までの間の利用する水量の確保見通しについてですが、調査の結果、上水道の供給が開始されるまでの間は、既存水源だけでは水量が不足することが明らかであるため、施設に受水タンクを設置し、上水道の供給が開始されるまでの間、施設運営に必要な水量について給水を行うこととしております。なお、上水道の供給が開始されれば、施設の必要水量は上水道のみで十分賄える計算となっております。

次に、排水について、現在の排水経路、幅員についてですが、校舎側における現在の排水については、県道飯野三春線から旧四・分校へ向かう村道の両脇に設置している側溝に排水されております。側溝幅員は、それぞれ30センチと25センチとなっております。

また、南側の造成予定地について、計画前は地下浸透により排水処理が行われており、計画後においても大部分は舗装等を行わず、既存の地被類で覆われた状態を維持することから、流出計数に変わりはないと計画しておりますが、安全性にも考慮し、一部浸透トレンチ側溝

を用いて排水処理能力を拡張しております。なお、いずれも県道側溝へ排水することになります。

次に、4つ目の崖から建物までの距離と傾斜につきましては、東側崖から校舎までの距離は、狭い部分で約6.2メートルあり、傾斜角度は、法令で定められている安定勾配の35度以内を確保しております。

また、崖の補強措置については、崖地対策工事の比較検討を行った結果、地山は安定勾配を確保していることから、工法は通常の植生基材吹付工で問題ないと考えられますが、安全性を考慮し、対象切土のり面の補強をするため長繊維混入植生基材吹付工を採用し、崖の安全性を高めております。

次に、5つ目の計画の全体面積、公簿面積、実測面積と、建物リフォームに係る坪単価につきましては、計画全体面積は9,800平米、公簿面積では9,877.2平米、実測面積では9,881.55平米となっております。

また、建物のリフォームに係る坪単価については、実施設計額から算出すると約124万円となります。

次に、6つ目の現在の計画における本事業の経営主体につきましては、1番、須藤議員への答弁の繰り返しになりますが、現在、普通財産として管理している旧四・分校は、行政目的の遂行に向け有効に施設等を活用していくため、リノベーション後、行政財産に変更し、公の施設に指定することとしております。したがって、宿泊施設やカフェなども含めた全体の運営や経営も担う事業者を、指定管理制度も視野に入れ、一般公募による契約とすることを予定しているところであります。

次に、2点目の台風19号による災害を含む玉川村の防災への取組についてのご質問ですが、1つ目の、現在村が所持している災害時の備蓄品につきましては、現時点で備蓄している物は、村独自に1.5リッターのペットボトル水二十数本、非常食の缶詰60個、ブルーシート5枚、ブランケット二十数枚、高圧洗浄機、蓄電池などとなっております。このほかに日赤のほうでも毛布、布団等を備蓄しております。

保管場所については、これまで村民体育館等に保管していましたが、備蓄品の一体的管理による災害時の使いやすさや効率性等の利便性を考慮し、5月より旧須釜中学校に集約しているところであります。

なお、備蓄品については、今後新たに段ボールベッド、毛布、避難所用パーティション、非常食等を追加で準備することとしております。

次に、2つ目の防災倉庫の整備を中期財政計画へ盛り込む時期につきましては、防災倉庫については、非常時の際の備蓄品等を保管しておくためにも必要な施設であると考えております。しかし、新たな施設の建設には費用と用地の確保という課題が発生しますので、現在ある施設の空きスペースの活用ということも含め検討した結果、先ほどもお答えしましたとおり、旧須釜中学校の一角を防災倉庫として活用することにいたしました。

次に、3つ目の災害ごみの分別と指定袋の利用につきましては、災害ごみについては、竜崎グラウンドと文化体育館南側村有地を仮置場とし、一時的な保管場所としております。また、流入稲わらについては、中字上大川原地内の土地をお借りし仮置場としているところであります。

処分については、一般社団法人福島県産業資源循環協会に委託し、処理を進めているところであり、同協会の会員業者が分別した後に処分を行っております。

なお、災害ごみについては、指定袋の使用を特に必要とはしておりません。

次に、4つ目の平成28年に策定された防災ガイドブックにつきましては、今回の東日本台風では、阿武隈川の氾濫等により、竜崎地区をはじめ広範囲にわたり今までに経験したことのない大きな浸水被害を受けましたが、幸いにも人的被害を回避することができました。

おただしの防災ガイドブックには浸水想定区域が示されており、村民の皆様がそれらを避難の判断材料とされたこと、さらには地元の消防団員、石川消防署玉川分署の署員による懸命な避難の呼びかけや、その後の救助活動が人的被害を防いだ要因であったと考えております。

なお、今般、今回の浸水被害を反映した新たな防災ガイドブックを作成し、5月末に各家庭に配布をいたしましたので、危険箇所、区域の再確認と、防災意識の高揚に役立てていただきたいと思いますと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、再質問させていただきます。

1番目なのですが、私が質問のところで70年以上ということを最初に申し上げたのですが、2018年3月の玉川村にぎわい創出事業基本構想における旧四・分校の建築活用についての資料の中では、現校舎竣工1947年、昭和22年とあります。ただし、その後の、この間、同じ題目ですが、玉川村にぎわい創出事業基本計画の中では、今言った昭和28年竣工というのは載っております。どちらが正しいのでしょうか。どちらも資料に基づいて出した年数だと思わ

れますが、6年もの差があるということは、最初の資料が間違っていたとすれば、後の資料は間違いでしたとか訂正をしなければいけないと思うのですが、どちらも公に出ているものなので、どちらが正しいのでしょうか。お願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の旧四・分校の建築年でございますが、現在は昭和28年建築ということで、こちらのほうが正しいというふうに考えますが、さきのにぎわい創出事業の資料で22年ということについては、何らかの形で訂正したいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、その年数については6年も差があるのですが、28年ということで認識してよろしいということですね。分かりました。

では次に、建築、この建物について県中建設事務所とお話をし、4回ほど打合せをしたと。申請を行うための諸条件について問題ないことが確認できたと。その諸条件とは何ですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

設計を請け負っている業者が東京のコンサルタントでございまして、福島県でこの建築の設計を行うときに、村長の答弁でもありましたように、確認済証を頂く必要があります。それを行うのが福島県あるいは民間の機関になるのですけれども、設計した際に、その済証に合わない設計はできませんので、それぞれ東京で仕事をされている方も福島県の仕事をする際に、こういった基準に基づいていいんですよねという確認をする必要があります。例えば、木造住宅の耐震診断と補強方法、一般財団法人の日本建築防災協会というところを出しているのですけれども、そういうものに基づいて設計していいんですよねという確認ですとか、あるいは、国土交通省が監修しております官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説ですとか、建築構造設計基準及び同解説、それらに準拠した形で耐震設計をしていいんですよねと、そういったところの確認を、まず打合せして確認をする必要があるということでの打合せでございます。

さらに、土木事務所とは、敷地が県道に接しておりますので、管理する石川土木事務所との事前の協議を行って業務に入ったということでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） そうすると、今の建築確認を取るための打合せとしては、役場のほうとしては立会いはしたのですか。

東京のほうの業者だということなんですが、現地のほうはご覧にはなっていますよね。何回ほどご覧になったのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問ですが、建築建設事務所並びに石川土木事務所に打合せに行く際は、役場の担当のほうが同行して打合せに行っております。

現場のほうも、当然設計会社のほうも現場で確認をしております、例えば現在の基礎の部分の状況ですとか、いろんなその状態を確認するために来ておりますが、ちょっと回数までは控えておりませんでお答えできませんが、現場には何度も来ております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 回数は分からないということなのですが、この確認申請は民間の指定確認検査機構へ申請したということですが、県内では、多分民間は2か所ですよね。ふくしま建築住宅センターあるいは株式会社建築検査機構なんですが、あと県中建設事務所ですよね。これのどちらでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問ですが、民間業者が審査する箇所が2つあるということですが、ちょっと今資料の持ち合わせがなくてどちらか分かりませんが、県でないことは確かです、民間の業者でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 多分県は福島ですので、民間業者だと郡山だと思います。どちらも近いところにあると思いますが、どちらかだと思います。その上で、今回の建築確認取るのには、県の条例として、県の人にやさしいまちづくり条例に該当すると思われませんが、それはもう全部クリアした上での建築確認済みとなっているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問ですが、公共施設でございますので、当然県の条例であります、やさしいまちづくり条例にのっとった設計が反映されているということでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） はい、分かりました。

その上で、この建物の種類は何でしょうか。どういうふうな項目に入るのですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問ですが、建物の種類はどのような種類に入るのかということでございますが、現在の木造の建物をリニューアルする部分については木造でございますが、北側といいますか、西側といいますか、北西方向に増築する部分については、一部鉄骨造りでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） すみません、種類というのは、地番、地目、種類、所在、家屋番号とか種類、構造、床面積という形で出てくるのですが、種類ということは、校舎だとか、病院だとか、居宅だとかあるのですが、この建物は校舎ではないということは、どういうふうな形の中に入って行くのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 林議員のご質問でございますが、ちょっと今手元に資料なくて、後で報告させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、そのことについては後ほどお願いいたします。

次に、水源地なのですが、崖地の部分にあるということなのですが、崖地のどの辺なのでしょう。見てきたところですが、すぐ上にあります。その上にも約1キロぐらいの間に3か所ぐらいありまして、1番上には水が出ている。マンホールのようなものが埋設されていて、かなり下まで持ってくるのですが、学校のすぐ上のところにもあったのですが、実際の水源地までどのようにして、役場ではそれは確認しているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、校舎の裏側の沢地1キロほどの先に水源がありまして、それをパイプ等で持ってきておりまして、校舎の裏にあるのは受水タンクでございますが、そこからの水をさらに校舎側に引き込むということでございまして、先ほどの答弁にありましたように水量が少ないので、上水道が開始されるまでの間は、既存の上水道区域から水を運ぶというようなこととしております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 2024年までは、その水あるいは受水タンクを設けるということですが、水質検査はどのくらいの頻度で行っているのでしょうか、あるいは行っていたのでしょうか。今までは定期的に行っていたのでしょうか。

水道法の施行規則が平成15年に改正になっていますが、それ以降、今のだと令和元年に検査してということなのですけれども、その前、その間、平成15年から令和元年までの間に何回くらい水質検査とか行っていたのでしょうか。お聞かせください。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

現在の湧水の水質について、先ほど答弁でもありましたように、去年の夏、1回測定をしております。それ以前は行っておりません。その去年の夏以降、まだ一度も行っておりません。去年の1回だけでございます。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） すみませんでした。

平成23年、震災の年、そのときも一度水質検査を行っております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） そうすると受水タンクに水をためることになると思いますので、過去3年間の水質検査結果が基準の5分の1以下だと1年に1回以上とか、3年間の間に10分の1以下の基準値であれば3年に1回以上とかの基準が、多分この水道法上あると思いますが、それを受水タンクを設けた場合にも多分やらなくてはいけなくなると思うんです。

ためるだけだと楽なのですが、このためるのには、今の水量が毎分0.8リットルということとは、普通の水道だと20から30リットルだそうです。水道を出してみたのですが、じゃーとは出ないんです。もう本当に茶わん洗うのにはちょうどいいくらいの水圧なので、これでは建物を建てた場合に、1組しかお客さんが来なかったとしても、お風呂なりトイレ、あと台所とかいろんなものを使うのにも、何十人来ようと1組しか来なくても同じ水量は確保しなくてはいけないと思うので、今の水質検査にしても、受水タンクにしても、それだけのできる水をためることが今のままで可能なのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの村長の答弁でもありましたように、毎分0.8リットルであって、施設全体の必要

水量を賄える量ではないということと、あと、上水道が開始されるまでの間は、必要な水量について給水を行うこととしているというふうに答弁したと思います。ですので、先ほど私が申しましたように、上水道区域から水を運んで、受水タンクにためるというふうにしております。

村が計算した中では、最大利用人数に対しまして必要な量というのは1日当たり約6トンが必要とするということになっておりますので、先ほどの湧水を使っていたのではとても間に合わないということでございますので、上水が開始されるまでの間は上水道区域から水を運んで、受水タンクに入れるという予定はしております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今のだと、受水タンクに給水する、それはパイプで給水する形になるのでしょうか。受水タンクにためるということは、6トンの大きさをためるということは、6トン以上の大きさの施設、受水タンクを設置するという形になるのですが、それはどこに置く形になるのですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 場所につきましては、校舎の裏側に給食室棟というのと、トイレ棟というのが整備される予定になっていまして、その間に受水タンクを設置するという予定としております。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 質問された中身で答弁漏れがありましたので。

この給水については、役場が所有しております1トンの給水タンク車がございます。それで給水するということでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） すみません、私の聞き間違いだったら申し訳ないのですが、その給水するところの水源はどこなのですか。今度掘っているすわやさんの前にある水道のところから引くのですか。それとも、別なところから持ってくるのか、今ある水道の1番上のところから持ってくるのか。それはどこですか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

どこから運んでくるのかということですが、現在の上水道区域の中からということでございますので、一番近いのは山小屋地区ですとか、給水車に給水できる場所があれば給水できる

んですが、その際にもメーターが動かない状態というのが当然必要かと思うんですけども、既存の上水道区域から運ぶということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 何度も申し訳ありませんが、なぜかという、年度内に施設が出来上がるということは、もう供用開始と考えられるようなこともやっていかないといけないと思うので、それまでに水の確保が一番大事だと思うので、早晚、早いところ山小屋地区とか、その該当するようなところから持ってくるのはいいのですが、給水車で運ぶのを年中やっているようでも、たった3年かもしれないんですが、それではとてもとても間に合わないんじゃないかと。人を呼ぶようなことをしておいて何をやっているんだというような考えにもなってきたかねないと思うんです。だから、水の確保をなるべく早くお願いしたいと思います。

それには、当然水の確保がきたということは、排水も当然出てきます。それで、今の飯野三春線から旧四・分校のほうに向かって両側に、片側30センチ、片側25センチということなんですが、学校側のほう、こちらから行って右側です、学校側のほうは多分広いのかと思われませんが、最終的に両方の幅員を出してきたということは、両方の側溝を利用するという形と考えるとよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの答弁では、両側に側溝が入っていると。30センチ、25センチですと言っておりましたが、今現在も校舎側のほうの側溝を利用しておりまして、そちらがメインで使う排水路かと考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子さん。

○2番（林 芳子君） 学校側は広いほうと考えるとよろしいですか。30センチのほうで。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 学校側のほうが広いようでして、学校側のほう既存でも使っておりますし、学校側のほうの水路を使うということでございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 生活するには最も水を使うんですが、宿泊も出てくるので、30センチの側溝だと普通の側溝ですよ。ましてや地下浸透型をするということになると、今、万が一は考えられないので、物すごい大雨降った場合とかいろんなことが考えられた場合に、その側溝の幅とかだけでは大丈夫なのでしょうか。

ましてや地下浸透型で、県道側の側溝だけを利用するという形だけで大丈夫なのでしょう
か。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほどの村長が答弁しましたように、まず校舎側については、先ほど申しあげました現在
公民館、学校のほうに上っていく村道沿いの側溝に排水したいと。さらに、南側の沢地の部
分のところについては、今現在でも側溝らしきものはないんですけれども、安全を考慮して
地下浸透式にしたいということでございます。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） やってみなければ分からないかと思うんですが、やはり今ある形態を、
形状を変えて、平張りする面積が多くなった場合には、流れる水の水圧なり水量も全然変わ
ってくると思うんです。だから、その辺も考慮してこれからの計画図面を書いていかないと、
事故が起きてからでは、村民なり、村民以外の人たちの安心、安全は確保できないのではな
いかと思われまますので、その辺は考慮願います。

続きまして、次に、崖から建物までの距離について伺います。

安定勾配を保っているということで、35度以内なのですが、実際に何度でしょう。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 先ほど答弁にもありましたように、35度未満ということござい
まして、測り方としては、既存の建物の壁、それから地面を交差する場所で角度を出します。
それが35度未満という、崖に対して35度未満ということなので、崖地対策はしなくてもいい
ということなんですけれども、具体的な数字、今ちょっと持ち合わせていないので、後ほど
先ほどの種類と併せてご報告したいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） なぜかと申しますと、崖の定義が、地表面が水平面に対して30度を超
える土地で、高さが2メートル超えるものは崖となっています。崖という言葉を出している
以上は、このことに該当するのではないかと思います。

35度というのは、砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土で擁壁を要しない勾配の上限とい
うことになっているんですが、その形態を見ると、校舎側から崖の部分までは6.2メートル
ぐらいになっていると思いますが、そのほかに今造る給食室とか、従業員休憩室とかになる

と、浴室と従業員休憩室は、今の多分トイレとか建っている2棟の部分は同じ建物が、多分そこに建物とか建つ形になると思うんです。そうすると、その崖の部分からそこまでが大体2メートル弱に見えてきました。

後ろの崖の部分についても、去年の台風19号で木が何本か倒れております。地表面がそのままになっておりまして、地区の人がたまたまおりまして、その人に聞きましたところ、時々崩れているんだと、大幅ではないけれども崩れているんだと、ぼろぼろ落ちているんだということで、上れないぐらいの高さがあるって、私には2メートルをとっくに越しているような高さであると思われたんですが、その辺は安定勾配と見てもよろしいのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問であります。校舎ではなくて、給食室棟ですとかトイレ棟はもっと崖地に近いのではないかというお話でございますが、今回リノベーションします施設の中には、先ほどの給食室棟ですとかトイレ棟も含まれて、合わせて確認済証を頂いております。その辺については、いわゆる崖地と言われるものについては該当しないものというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 崖地として認定しないということは、裏山は、裏山を削って切土して、相当の30度未満、あるいは35度未満に持っていくとなると、相当奥まで持っていかないとその形は取れないと思うんですが、補強措置をするにしても、長繊維混入植生基材吹付工とするということは地滑りも考えられるような状況になってきますよね、相当奥まで切土していかないと。今の状態のままでやるとなると、どう見ても、直ではないんですが、35度は超しているようには私自身は感じたんですが。その辺が、だから最初の頃申しましたように、現場を見たのでしょうかということにしたんです。その辺はどうなのでしょう。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

建物の現在の状況ですとか周りの崖の状況、当然一緒に調査をしているということでございまして、後ろのその斜面についても、念のために補強するんだという表現だったと思うんです。崖地だから崖地対策をするというふうなことではなくて、念のために補強するんだという中身でございまして、崖地対策ではございません。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 一応まだ安定勾配を確保しているので問題はないと、通常の植生基材

吹付工で大丈夫だということになると、多分皆さんは現場をご覧になっていらっしゃると思うんですが、私はどうもそれは考えられないです、はっきり言って。あれだけ木が生い茂っていて、木を全部切って切土にする。切土にした場合に、相当奥までいかないが無理だろうなということは見てきたんですが、素人目に見てもそれはあからさまであると思います。

今の建物を前に出す、建物の部分を前に出すのであれば、それは大丈夫かと思われませんが、今のままであれば、やはり安心、安全を考えるのであれば、なかなか、よくも許可が下りたなど私は考えましたが、それは何ら問題ないと、この事業としては問題ないと見ているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問ですが、先ほど最初に出てきました建築確認申請を審査する機関においても、この崖地というものについては当然審査の対象となります。そのために何回現場見たんだという話がありましたが、そのための事前調査は十分して、それから、土質の状況ですとかそういうのも見て、それで角度も測って、崖地条例には引っかからないということであるというふうに認識をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 今の答弁のほうで了解しました。ただし、その後については、またいろいろと検討させていただきたいと思います。

次にですが、この計画全体面積が9,800平方メートル、約3,000坪という形なんですけど、建物のリフォーム単価が124万であると、全体面積が3,000坪以上となると、国土利用計画法の大規模の当然届けはして、それは許可は取っていますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

都市計画区域外の場合ですと1万平方メートル以上というふうに認識しております、旧四・分校のある地域については都市計画法外の地区でありますので、1万平方メートルは対象となるんですけども、それ未満であるので、大規模開発の許可なり申請はしておりません。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 1万平方メートル以内で抑えたということですか。

ただ、公共で使うものなので、1万平方メートル以内だったとしても、一応県のほうの事

前協議とかはなされたのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 2番、林議員のご質問にお答えしたいと思います。

大規模開発に該当しない、当てはまらないということで、事前の県との協議は行っておりません。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 了解しました。

もう一つなのですが、この旧四・分校について、経営主体ということで指定管理者制度、先ほど答弁のほうでは指定管理制度とおっしゃったんですが、多分指定管理者制度という言葉が出てくるんですが、これは指定管理者制度だと思うんですが、玉川村ではこの制度を取り入れたいということですが、ほかにこれをやっている地区、市町村とかはありますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 副村長、須釜泰一君。

○副村長（須釜泰一君） 2番、林議員の質問にお答えいたします。

指定管理者制度を導入している市町村、地区はあるかというご質問でございますが、そもそも指定管理者制度は平成15年に地自法が改正されて導入されたものでございまして、それ以降につきましては、公の施設業務責任指定管理者制度ということを導入しているかと思えます。県の方ではたくさん導入しています。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） では、平成15年以降は玉川村が初めてということでしょうかから、モデルになるような形をしてもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

時間もないので、2番目の防災についてなんですが、備蓄品が現在これだけあると、先ほどおっしゃった分だけあるということなんですが、この保管から見ると、数的には物すごい少なくて、管理するのもどれだろうなというくらいなんですが、日赤の毛布、布団があるということなんですが、日赤は役場の中にあると考えていいんですよね。その保管も一緒に役場で保管しているのか、それとも一番近い日赤はどこになるのでしょうか。もし役場になかった場合には、一番近いところはどこで日赤分については保管しているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 2番、林議員のご質問にお答えいたします。

赤十字のほうは赤十字用の倉庫がありまして、村民体育館の脇に倉庫を設置して、その中

に毛布とか必要な物品を保管しております。一応、玉川村は赤十字の分区という形の位置づけで、そちらの支援物資だったりなくなった際には、県の支部のほうに依頼をして、随時補給をするような形になっております。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） その中に、1.5リットルのペットボトルと非常食の缶詰とありますが、賞味期限、消費期限等については、十分間に合うような期間でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田 敦君） ただいまの賞味期限並びに消費期限のご質問でございますが、十分間に合うものを、ただいま村長が答弁させていただいた数になっております。賞味期限の切れている物、消費期限の切れている物は、随時処分をしております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） それでは、万が一災害が起きた場合には、その数についてはすぐに供給できると考えて結構ですね。はい。

保管場所を須釜中学校のほうに置くということですが、旧須釜中学校については、現在、多分管理上警備会社が入っていると思われませんが、5月からはそこに一応集約しているということは、災害が、今もう既に大雨とか降っているところも出ているので、大雨とか何かで避難しなくてはいけない人が出てきた場合に、警備会社の鍵は現在何個で、誰が保管しているのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、須釜信一君。

○教育課長（須釜信一君） ただいまのご質問でございますが、警備会社はセコムでございます。鍵は3つございます。教育委員会と支所と総務課の3つで管理しております。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 万が一災害が起きた場合に、今の鍵3個、持っているほうも教育課長とかということなのですが、万が一起きた場合に、例えば東部地区にあるということなので、東部地区から、例えば西部地区が何か災害が起きた場合に持って行くのに、向こうから、西部地区から誰かが来て持って行くというよりも、何個かもっと、この鍵はスペアキーとして作ることが多分できるでしょうから、もっと役場職員さんなり、地区の区長さんなりに預けておいて、災害ですぐに対応できるような状態にしておかないと、去年のような、あちこち

放送も聞こえないんだ、どうするんだという形が起きてくるのは多々考えられると思いますので、もっと、早過ぎるに越したことはない、先ほど村長が石井議員のときに答弁されておりましたので、何であれ早くに、事前に準備することは必要だと思いますので、その辺はお願いできたらありがたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 住民課長、塩田敦君。

○住民課長（塩田 敦君） ただいま林議員がおっしゃられたことはごもっともだと存じております。

今までは学校という施設としての利用上、鍵は3つでございました。ただ、今回防災倉庫の役目も果たすということで、それぞれの資材を入れさせていただいておりますので、そういった観点からも鍵を増やす必要性も当然出てくるものと思いますので、早期に検討をさせていただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 林芳子君。

○2番（林 芳子君） 時間が限られておりますので、途中申し訳ありませんが次に回させていただきます。最後の防災マップなんですが、今回の防災上どうしても必要だということで、ありがたいことに5月に防災マップを村のほうで出させていただきましたが、急傾斜地域あるいは土石流警戒区域とか、たくさんありまして、物すごい数がありました。今年の台風で、西部地区で1か所、東部地区で13か所、道路河川が7か所、東部地区のうちに道路河川が7か所、あと河川のほうで6か所、災害が起きております。それは防災マップのほうに載っている地区もありますが、ほとんどが載っていないところなんです。

防災のほうについても、県でホームページで出しているのは、危険区域とかいろんなところが出されているんですが、随時工事が終わったところは削除されて、新しいところがホームページに上がっております。ただ、それだけ見ると、県のほうでやってくれるからいいという工事ではなくて、村のほうで危険箇所、防災マップを出した限りであるので、なおさら、できれば危険箇所、土石流の対策箇所とか、今回災害が起きた地区については早急に立て看板なり何なりを立てておいて、皆さんが常に見られるような、危険、災害予防の意識を高めていくような方法を取らないと、また同じこと、あるいはもう万が一ということは考えられないので、それ以上の安心、安全をつくるためには、まず村のほうで立ち上がっていただいて、それこそ専決事項で決めていただいてもいいようなところだと思うので、立て看板なり何なりを早めに作っていただきたいと思います。

今までの、せっかく防災マップを出したので、今回の非常時の持ち出し品についても毛布

ということは載っていなかったんです。いろんなことは載っているんですが、水なり何なり個人でやるのにはこれだけ必要ですということがあるんですが、できれば玉川村独自の防災マップであれば、なおさら毛布とか、去年の災害で必要であったそういうものも載せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、林芳子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午後 2時00分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

（午後 2時12分）

○議長（須藤利夫君） まず、先ほど2番、林芳子君の一般質問に対して、執行部から答弁漏れがありました。

ここで、答弁をさせます。

総務課長、塩澤理博君。

○総務課長（塩澤理博君） 先ほどの2番、林議員のご質問の中で答弁できなかったことについて、申し訳ありませんが、これから述べさせていただきます。

まず初めに、種類についてでございますが、確認済証を確認しましたところ、工事種別ということで増築、用途変更とありまして、用途については簡易宿泊所という名称でございます。

それから、崖地の、何度実際あるのかということについては、当然現地に来て横断図とか測量しているんですけども、35度未満ということで、何度あるとまでは記入ありませんで、あくまでも35度未満ということでございました。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 以上で答弁は終わります。

◇ 大和田 宏 君

○議長（須藤利夫君） それでは、一般質問を続けます。

次に、7番、大和田宏君の発言を許します。

7番、大和田宏君。

〔7番 大和田 宏君登壇〕

○7番（大和田 宏君） ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告をしておきました件について質問をさせていただきます。

玉川村営農推進協議会の役割と農業の振興についてであります。

村には、農業の振興と安定経営の確立を図ることを目的とした営農推進協議会があります。村、農協、普及所、商工会、生産部会、集落営農組合など、農業に関係する団体で構成されています。年1回の総会において現状を把握し、今後の取組について協議をして、役員会、幹事会等でより具体的な活動内容を確認し、技術主幹、専門委員の方々に巡回指導を中心に取り組んでいるものと認識しております。

農業従事者の高齢化に対する対応、次代を担う新規就農者に対する支援、指導、品目別指導など、関係機関と十分連携を図りながら、きめ細やかな指導が必要と思います。

そこで、次の5点について伺います。

1点目は、玉川村営農推進協議会の役割は何か。

2点目は、新規就農者の現状は。

3点目は、新規就農者に対して、どのように支援、指導されているか。

4点目は、昨年台風19号により被害に遭われた農家に対し、今年作物の栽培に対してどのような指導をされたか。

5点目は、今後、どう農業の振興を図っていくのか。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 7番、大和田議員のご質問にお答えいたします。

玉川村営農推進協議会の役割と農業の振興についてですが、1点目の玉川村農業振興協議会の役割につきましては、当協議会の目的について、大和田議員が述べていますとおり、付加価値が高く強い農業を構築し、特産物の育成や農産物のPRを通して本村農業の振興と農業者の安定経営の確立を目的に、平成17年4月に設立した組織であります。

現在、技術主幹と専門員の2名を配置し、主に巡回指導や、各生産組合、団体と連携した研修会の開催、さらには農作物の病虫害等の対応や個人農業者に対する技術指導など、技術面から農業の振興を支援しております。

また、当協議会の目的を達成するための事業として産地直売に関する事業を展開することとしており、村生産物直売所において令和元年度の生産者の売上げ額を見ますと、年間2億2,590万円、月平均1,880万円で、着実に直売事業が進められていると思われま

す。これからの農業は、農産物の安全や環境保全、労働の安全などを確保する生産工程管理が必要となる取組、いわゆるGAP認証の取得が重要になってくると考えられることから、今後は、それら認証取得のための情報提供や認証のための支援を行ってまいりたいと考えております。

2点目の新規就農者の現状につきましては、直近5年程度の状況を見ますと、4経営体、6名の方で、20代から40代の方が就農となっております。また、2経営体については、夫婦で就農をしております。

3点目の新規就農者に対する支援、指導につきましては、当協議会では、技術主幹、指導員の2名が直接新規就農者を訪問しながら営農状況等を聞き取りし、それぞれに応じた技術指導や関連情報の提供、アドバイスなどを行っております。

また、昨年度からは新規就農者に限らず、将来の担い手となる若手農業者を様々な面から支援するため、須賀川農業普及所が中心となり若手農業者サポートチーム会議の立ち上げを進め、JAと当協議会等が連携しながら若手農業者に寄り添い、きめ細やかに支援していくこととしております。

4点目の昨年の台風19号により被害に遭われた農家に対する今後の作物の栽培に対する指導につきましては、台風19号による阿武隈川の氾濫により多くの農地が浸水していることから、土壌の状況を確認するとともに、正常化に向けて、当協議会として須賀川農業普及所やJA等と連携しながら、定植後の生育状況を確認し、支援してまいりたいと考えておりま

す。

5点目の今後の農業振興につきましては、これまでの技術的支援に加え、現在、国が積極的に推進しているGAPの認証取得に関する情報の提供を進めるとともに、先進技術等の導入支援を行い、高品質化、収益性向上、労力低減等を実践させ、希望を持って新規就農に参加できる魅力のある農業としていくため、農業の振興にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、答弁の中で、役割等については十分理解をしました。

その中でも特に農業者の安定経営、これの確立が重要ななと思います。要は、売った物が金になって収益が上がってくれば魅力があるというような感じがしていますので、そのような思いをしました。

この中で、技術主幹1名、それから専門員1名の中で、現在2名体制で巡回指導をしながら、作物の状況を見ながら、訪問してその方と話をしながらというようなことでやっているようでございますが、いろいろ訪問した中で、成果等についてあろうかと思いますが、これは本人でないと分からない部分はあるんですけども、何か報告の中でいろいろ聞いていけば、どのようなことがあったのか、まず伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 7番、大和田議員の再質問についてお答えいたします。

大和田議員が申されていますように、年1回総会を開催し、その際に、技術主幹、専門員のほうから報告書が上がってきております。中を見ますと、営農相談が特に多いわけなんですけれども、そこら辺の発表をしていただいたりはしております。今年につきましては、また新型コロナでございまして、まだ集約はしておりません。

昨年度の状況を見ますと、主には営農相談、あと病気の対策、そのような報告が上がっております。1人当たり大体350件から400件の相談を受けるというようなことで活動しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 答弁の中に今後の対応の部分がありましたが、その中にGAPということで、GAP認証の部分に触れられました。これについての中身と、これを取得することによってのメリットは何でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど村長から答弁がありましたように、GAPにつきましては、まず第1が農産物の安全、あとは栽培するための環境保全、あと3つ目に作っている方の労働の安全という、この3つの生産する過程をきっちり把握しなければ認定を受けられない。認定を受けることによって、市場の競争力、それに対抗できるということで、今般、技術員、農業関係の先生がございますので、そこら辺から得た情報を現在のところは流しているような状態です。そこら辺の取得をしていかないと、これからの農業に対抗はしていけないというようなこととなりますので、そのように対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） この取得をするのには、いろんな要件があると思います。現在どのくらいの、玉川村においては何人くらい、あるいは何箇所くらいが取得をしているのか。

今後については、この要件をクリアするのに、どのような情報提供あるいは支援をしてくるか伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問にお答えいたします。

現在、GAPの認定を受けている方は1人もいないわけなんですけれども、まず第一には認定農業者の資格を得て、国・県からの情報をいただいてということで、一つはやっぱり認定農業者を取得してからのスタートとなります。それに基づいて2人の方の専門員、支援員がいますので、その方からの情報を得て取得できるような体制にしていきたいと。まだ始まったばかりですので、なるべく認定を受けられるような体制づくりをしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 次に、2点目の新規就農者の件でございますが、答弁の中に、4経営体、6名というような部分で答弁あったかと思いますが、この4経営体についての中身で、品目と規模について伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 農業経営体でございますが、主に野菜がメインなんですけれども、まず主要な品目につきましては、トマト、ニラのグループ、あとトマトのグループと、あとキュウリと水稻、あともう一つがキュウリとトマトということで、主にやっぱり野菜をメインにしているというような状況でございます。これは、あくまでも今出されている部分でございます。

規模的には、面積はちょっと資料ありません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 最初の部分で、村長のほうから農業の安定経営というようなことで話ありましたので、この4経営体を含めて新規就農者の経営状況、もし差し支えなければ。要は、経営状況がよければ張り切ってやっていく部分が出てくるので、全く経営状況が悪いような方はいないと思いますけれども、お分かりでしたらお答え願います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） ここに上がっています4経営体につきましては、認定農業者の認定も受けておりますので、そこら辺審査されておりますので、間違いなく農業にこれからもやっていけるというような判断をしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 次に、3点目の中で、若手農業者サポートチーム会議というのが立ち上げに向けて進められているというような答弁がございました。これについては村内だけなのか、あるいは県内全域的にこういうふうな組織の立ち上げがあるのかについて伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問につきましてお答えいたします。

若手農業者サポートチームということで、県の農業改良普及所が中心になりまして、各地

区ごとにつくっていききたいということで予定しております。合同でやるというのは特別今のところはないんですけれども、各地区ごとに設立をして進めていきたいと思いますということで予定しております。地区というのは、玉川村という感じでございます。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 村長答弁の中に、きめ細やかなというような表現で支援をしていきますよというような部分がありましたが、このきめ細やかなというのは、2名いる先生方が常時必要に応じ、あるいは自ら計画を立てて常に行動できる、あるいは行動して、対応していくという部分かなというように解釈したんですが、これについて村長はどのような考えでこの言葉を使ったか伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 7番、大和田議員のご質問でございますけれども、きめ細やかな、細かいことについては私直接タッチしていないので、産業振興課長のほうから細かい答弁をさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問についてお答えします。

やはり先生2名フル活動しておりますので、各営農指導、巡回指導が主で、ほとんど週5日、お互いに出ているというような体制でやっておりますので、若い方も随時、私のほうと、産業振興課のほう、あとはJAのほうということで、一応産業振興課のほうには飯田先生が技術主幹として待機しておりますし、JAのほうには鈴木指導員ということで、各自、毎日活動しております。それらを巡回をしながら指導していくというところを重点的にやっていきたいと、引き続きやっていきたいという考えをしております。

よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 次に、4点目の件でございますが、台風による被害に遭われた農家に対しての部分について答弁がありました。土壌等の調査を行って、問題があれば正常化に向けてやるというような答弁ありました。この調査の結果について、お分かりでしたらお答え願います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の質問にお答えいたします。

土壌調査の件でございますが、実質検査しているというわけではなくて、心配な人は持ち込んで検査はできるんですけども、一応生育調査を見ているというような状況でございます。それで生育が悪いとなれば、土壌サンプルを取って検査するというような方向でいっているんですけども、今日も農家さんが1人、トマトが災害を受けて初めて出来上がったということで持って来たんですけども、今のところは良好というような状況でございました。以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 次に、5点目でございますが、今後の農業の振興について答弁がありました。この営農推進協議会、先ほど言いましたように、ほとんどの農業関係者が入った中での組織でありまして、この組織がしっかり動けば村の農業は大丈夫だというふうに考えておりますし、そうしていただきたいというふうに思います。

その中で、先ほど課長のほうから答弁あった、飯田先生が役場に籍を置き、鈴木専門員が農協に籍を置いていますという答弁でした。お互いの情報交換をする、あるいは日程調整をする、あるいは計画をしていくという中で、今は2人が分かれているところにいますけれども、これ私個人的には、同じフロアにいて常時話合いが持てる体制が理想かなというふうに感じておりますが、あえて分かれている理由について伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 今の大和田議員のご質問でございますけれども、先ほどきめ細やかなという部分がありましたけれども、実は、先ほど産業振興課長が言うように、今までは飯田主幹はJ A、鈴木専門員は役場と、それぞれの立場でいろんな、もちろん客層も違いますし、農家のタイプも違います。今回なぜ4月から入るかというのと、やっぱり役場は役場に来る農家の人、J AはJ Aで来る農家の人あると思うので、それぞれ分散というか事務所を分けて、いろんな情報を仕入れて、そして営農推進協議会の一員としてお互いに力を出してやっというところ。

そのほかに営農推進協議会は、大和田議員ご承知のとおり、いろんな機会を持ったり、あるいは直売所に営農相談するコーナーも設けたりということで、玉川村としては、この営農推進協議会は、ほかの地方自治体にはないような組織として定着をしているなというふうに思います。

幸いにして、県からの技術主幹、ここ何年かずっといらっしゃいます。もちろん専門家な

ので、その道の専門家の指導を受けられる。あるいは、今回はJAの経営の仕事をやっていた、あるいは支店長をやっていたというような、そういう経験者が専門員ということでいますので、そういういいところだけを取りながら、この玉川村営農推進協議会の特色ある事業として推進していきたいと、そのように思っていますし、今後ともこういう体制の継続をしながら、なおかつ、先ほどお話ししましたけれども、直売所の売上げも、今回コロナの関係で直売所を休むことはしなかったんですけども、休むことをしなかったために、農家の人からは、せっかく作ったやつをただ捨てなくてはならない、そういう作業をしなくて済んだと非常に喜ばれております。なおかつ、直売所に買いに来る消費者にとっても、新鮮なものを、休んでいるところもあるんだけど、ここは来て、開いていたからよかったと、そういう言葉もいただいているところがございますので、もっと営農推進協議会として特色を出しながら、しっかりと玉川村の農業市場に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 今、村長のほうから力強い言葉があったので、しっかりお願いしたいというふうに思いますが、もう一つありまして、先ほどの3点目の中で、きめ細やかなということで村長にあえて聞いたのですが、村長から直接答弁なかったのです。何で聞いたかという、2人のその方、今指導員の方がいます。今それぞれの行動をするのに、当然自分が自由に使える、いつでも自由に使える、役場の担当部署に断らなくても使えるというような車がそれぞれに与えられているのかどうかをまず伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、農協の鈴木指導員が乗る車1台と、あと、先ほど村長からありましたように、飯田技術主幹については役場の車を使うということで、当協議会として所有しているのが1台と、農協にというような感じでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） そうしますと、今は農協と逆になったので、すると飯田先生は、自分が与えられた車は取りあえず今のところないという理解をしたんですが、そうしますと、きめ細やかな指導、支援に行くのに、当然役場の担当課に話をして使いたいと、もし空いていれば自由に使えるので、ただ空いていないときについては、きめ細やかな部分に該当して

こないもので、そういうことが昨年度なかったかどうか、まず伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、溝井浩一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（溝井浩一君） 大和田議員の再質問にお答えします。

先ほど言った車、役場のほうの車もごさいますので、そういう借りられなかった、出向くことができなかつたことはごさいません。

以上でごさいます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 支障なければいいんですが、本来だと、それぞれ自分専用の自由に使える車を与えて、それを活用してきめ細やかな活動をしていただくというのが筋ではないかというふうに思いますので、役場で車を購入すると維持、管理がかなりかかるので、今の体制だと、飯田先生の分として、例えば飯田先生個人の車を借り上げる、あるいは貸借する中でガソリン代等を出して自由に使つていただくというような考えもできるのではないかとと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 7番、大和田議員の質問の件でありますけれども、それも含めましてちょっと検討させていただきます。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） しっかり前向きに検討していただいて、さらにきめ細やかな指導をできるようにお願いをしたいと思います。

一番最後になりますが、先ほど村長のほうから今後の方針について答弁があつたので、しっかりやっていただきますようお願い申し上げまして、私の質問は終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、7番、大和田宏君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 2時43分）